

(参考)サービス提供体制強化加算の人材要件

サービス	要件	計算表
訪問入浴介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること	
	I ① 介護福祉士が60%以上	計算表①
	② 勤続10年以上の介護福祉士が25%以上	計算表②
	II 介護福祉士が40%以上又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の合計が60%以上	計算表③
	III ① 介護福祉士が30%以上又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の合計が50%以上	計算表④
	② 勤続7年以上の介護福祉士が30%以上	計算表⑤
訪問看護	I 研修等を実施しており、かつ、勤続年数7年以上が30%以上	計算表⑤
	II 研修等を実施しており、かつ、勤続年数3年以上が30%以上	計算表⑥
訪問リハビリテーション	I 勤続年数7年以上の者がいること II 勤続年数3年以上の者がいること	不 要
通所介護 通所リハビリテーション	○ 次のいずれかに該当すること	
	I ① 介護福祉士が70%以上	計算表①
	② 勤続10年以上の介護福祉士が25%以上	計算表②
	II 介護福祉士が50%以上	計算表③
	III ① 介護福祉士が40%以上	計算表④
	② 勤続7年以上が30%以上	計算表⑤
特定施設入居者生活介護	○ 次のいずれかに該当すること	
	I ① 介護福祉士が70%以上	計算表①
	② 勤続10年以上の介護福祉士が25%以上	計算表②
	※上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	
	II 介護福祉士が60%以上	計算表③
III ① 介護福祉士が50%以上	計算表④	
	② 常勤職員が75%以上	計算表⑦
	③ 勤続7年以上が30%以上	計算表⑤
短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設	○ 次のいずれかに該当すること	
	I ① 介護福祉士が80%以上	計算表①
	② 勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	計算表②
	※上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。	
	(短期入所生活介護・短期入所療養介護を除く)	
	II 介護福祉士が60%以上	計算表③
	III ① 介護福祉士が50%以上	計算表④
	② 常勤職員が75%以上	計算表⑦
	③ 勤続7年以上が30%以上	計算表⑤

(注1)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出にあたっては、サービス提供体制強化加算に関する届出書(様式35号～39号・41号)及び計算書①～⑦を添付してください。

(注2)「加算あり」から「加算なし」に変更する場合は、サービス提供体制強化加算に関する届出書(様式35号～39号・41号)を除き添付書類は省略して差し支えありません。